

令和4年玉村町議会第4回定例会会議録第4号

令和4年12月12日（月曜日）

議事日程 第4号

令和4年12月12日（月曜日）午後2時30分開議

- 日程第 1 陳情の審査報告
 - 日程第 2 議案第54号 玉村町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について
 - 日程第 3 開会中における所管事務調査報告
 - 日程第 4 閉会中における所管事務調査の申出
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 陳情の審査報告
- 日程第 2 議案第54号 玉村町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について
- 日程第 3 開会中における所管事務調査報告
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査の申出
- 追加日程第1 議案第68号 工事請負変更契約の締結について
- 追加日程第2 玉議第 3号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出について

出席議員（13人）

1番	羽 鳥 光 博 君	2番	堀 越 真由子 君
3番	松 本 幸 喜 君	4番	新 井 賢 次 君
5番	小 林 一 幸 君	6番	月 田 均 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	三 友 美惠子 君
9番	高 橋 茂 樹 君	10番	浅 見 武 志 君
11番	宇津木 治 宣 君	12番	笠 原 則 孝 君
13番	石 内 國 雄 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	萩 原 保 宏 君
教 育 長	角 田 博 之 君	総 務 課 長	齋 藤 善 彦 君
企 画 課 長	大 堀 泰 弘 君	税 務 課 長	丸 山 智 志 君
健康福祉課長	岩 谷 孝 司 君	子ども育成課長	中 野 利 宏 君
住 民 課 長	重 田 勢 津 子 君	環境安全課長	高 柳 功 君
経済産業課長	齋 藤 恭 君	都市建設課長	高 橋 茂 君
上下水道課長	金 子 忠 雄 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	舛 田 昌 子 君
学校教育課長	根 岸 真 早 子 君	生涯学習課長	宇津木 雅 彦 君

事務局職員出席者

議会事務局長	田 村 進	局長補佐	関 根 伸 行
--------	-------	------	---------

○開 議

午後 2 時 3 0 分開議

◇議長（石内國雄君） ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○日程の追加について

◇議長（石内國雄君） 本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付いたしました 2 議案が提出されました。

本日午前 11 時から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加 2 議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、追加 2 議案を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第 1 陳情の審査報告

◇議長（石内國雄君） 日程第 1、陳情の審査報告を議題といたします。

陳情受理番号 4、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情を議題といたします。

この陳情につきましては、民生文教常任委員会に付託となっておりますので、民生文教常任委員長の審査報告を求めます。

新井賢次民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 新井賢次君登壇〕

◇民生文教常任委員長（新井賢次君） それでは、陳情審査報告を行います。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 95 条の規定により報告いたします。

受理番号 4 番、令和 4 年 11 月 2 日。

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書。

陳情者、前橋市本町 3—9—10、群馬県労働センター 3 階、群馬県医療労働組合連合会執行委員長、出浦匠人氏。

審査の結果、採択すべきものとなりました。

陳情趣旨については、お手元にお配りした資料を御覧ください。

審査経過についてご説明します。委員から意見を求めた結果、3名の委員から採択すべきものとする意見があり、2名の委員から趣旨採択とすべきものとする意見がありました。なお、審査経過は以下に記載するとおりです。

委員の主な意見。笠原委員、これまでに何回もこのような陳情を町に提出しているが、県や市町村に出してもらちが明かないと思う。本当にやる気があるのなら、国に直接抗議したらどうか。今回は趣旨採択と考える。

宇津木委員、この陳情内容は、今の時期に非常に重要な問題だと考える。また、全ての項目において理解ができるため、採択すべきである。

羽鳥委員、公立病院や保健所を拡充し、常時人員を確保することは国や地方公共団体に非常に大きな財政負担を強いることになるため、項目の中には反対な部分もあるが、趣旨採択とすべきであると考える。

三友委員、羽鳥委員の言うとおりに、多くのお金を出せない部分もあるが、意見書を出すことはよいことだと思うので、私は採択すべきと考える。

備前島委員、医師や看護師、介護職員等は大変な思いをして日々勤務している。また、賃金も低いことから離職する人も多い。陳情書の内容は理解できることから採択とすべきである。

表決。本陳情は採決の結果、採択すべきものとなりました。

◇議長（石内國雄君） 民生文教常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本陳情に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本陳情に対する表決を行います。

民生文教常任委員長の審査報告は採択とするものです。

委員長の報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情受理番号5、「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める陳情を議題といたします。

この陳情につきましては、民生文教常任委員会に付託となっておりますので、民生文教常任委員長の審査報告を求めます。

新井賢次民生文教常任委員長。

〔民生文教常任委員長 新井賢次君登壇〕

◇民生文教常任委員長（新井賢次君） それでは、陳情審査報告を行います。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

受理番号5番、受理年月日、令和4年11月21日。

「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める陳情書。

陳情者、佐波郡玉村町大字角淵2035番地、たまむらこども議会代表、堀越裕子氏であります。

審査の結果、趣旨採択とすべきものとなりました。

陳情趣旨についてはお手元の資料を御覧ください。

次に、審査経過についてご説明いたします。委員から意見を求めた結果、1名の委員から採択すべきものとする意見があり、4名の委員から趣旨採択とすべきものとする意見がありました。なお、審査経過は以下に記載するとおりです。

委員の主な意見。備前島委員、学校に通いたくても通えない子供たちへの支援や取組、対策をどのようにしていくかは大きな課題であり、国としても取り組んでいただきたい。玉村町は、教育支援センター「ふれあい」を整備、拡充し、そこで子供たちを受け入れる対策を行い、目の届くような教育をしていくことがベストだと思う。趣旨もよく分かるので、趣旨採択とさせていただきたい。

三友委員、世の中が複雑化し、子供たちにいろいろな影響を与えている。学校教育自体がどのように取り組んでいくかが重要であると思う。フリースクールにはフリースクールのよいところがあるが、根本は学校教育であると考え。しかし、趣旨はよく分かるので、趣旨採択とさせていただく。

宇津木委員、学校や家庭、社会全体での対応が求められると考える。本陳情は、不登校児童生徒に対し、多様な学習機会の確保を求めていることから、私は採択すべきだと思う。

羽鳥委員、町には教育支援センター「ふれあい」や教育相談室があり、心理等の専門のアドバイザーが雇用されているため、学校教育の施設を利用して、心に悩みを抱えている子供の対応をまずは図っていくべきだと考える。陳情の趣旨は理解できるので、趣旨採択と考える。

笠原委員、フリースクールに通って、救えるのであればよいことだと思うが、ただしお金がかかる。

内容は分かるが、私は趣旨採択と考える。

表決。本陳情は採決の結果、趣旨採択とすべきものとなりました。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 民生文教常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本陳情に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本陳情に対する表決を行います。

民生文教常任委員長の審査報告は趣旨採択とするものです。

委員長の報告のとおり、趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。



○日程第2 議案第54号 玉村町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について

◇議長（石内國雄君） 日程第2、議案第54号 玉村町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について。

この議案につきましては、総務経済常任委員会に付託となっておりますので、総務経済常任委員長の審査報告を求めます。

浅見武志総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 浅見武志君登壇〕

◇総務経済常任委員長（浅見武志君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第54号 玉村町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について。

議決の結果、原案可決。

議決の理由、内容は妥当なものと認める。

議案第54号 玉村町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定についての審査報告をします。

1 2月1日の本会議において、町長から提案説明があった議案第54号について、企画課に補足説明を求めました。1、条例制定の理由、令和4年11月11日付で玉村町まち・ひと・しごと創生推進計画が国の認可を受け、同計画に基づく事業に要する経費に対し、企業版ふるさと納税の寄附金を受け入れる準備が整いました。ただし、寄附金は原則として受け入れた年度中に執行される事業に充てることとなっており、翌年度以降に執行しようとする事業に充てるためには基金に積み立てる必要があるため、その基金条例を制定するものであります。

2、企業版ふるさと納税を進める意義、地方創生課題の解決を進めるに当たり、行政の自主財源に加え、民間資金も新たな財源として活用し、より強力で推進する。

3、企業版ふるさと納税制度の概略、玉村町外に本社を置く企業が地域再生計画に記載する事業へ寄附をした場合、法人関係税から最大9割の税額控除が受けられる仕組みであります。税額控除は、10万円以上の寄附が対象。個人の寄附と違い、寄附に対する返礼品は禁止。

4、税額控除の対象となる寄附活用事業、ア、地方における安定した雇用を創出する事業。イ、地方への新しい人の流れをつくる事業。ウ、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる事業。エ、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する事業。

5、寄附活用事業の基本的な要件、4のアからエのいずれかに包括される内容であること。寄附の有無や不足にかかわらず、執行見込みのあるもの。事業費のうち、寄附を充てられるのは10割未満。事業費に充てるべき額を超えての寄附を受けることはできない。既存の経常的事业は対象外。

6、寄附を受けた翌年度以降の事業に充てるための要件、玉村町企業版ふるさと納税地方創生基金に積立て、事業を執行する年度に基金から取り崩して事業の経費に充てることは認められているため、新たな基金設置の条例制定が必要となる。

主な制定の内容と主な質疑については、後で御覧になってください。

表決。本議案は表決の結果、全会一致で原案のとおり可決となりました。

以上報告といたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で総務経済常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

以上で総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決することに決しました。

◇

○日程第3 開会中における所管事務調査報告

◇議長（石内國雄君） 日程第3、各委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第77条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。

◇

○日程第4 閉会中における所管事務調査の申出

◇議長（石内國雄君） 日程第4、閉会中における所管事務調査の申出を議題といたします。

各委員長から玉村町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申出がありました。

各委員長からの申出のとおり閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中における所管事務調査に付することに決定しました。

◇

○追加日程第1 議案第68号 工事請負変更契約の締結について

◇議長（石内國雄君） 追加日程第1、議案第68号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 石川眞男君登壇]

◇町長（石川眞男君） 議案第68号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和4年6月10日に議会のご議決をいただきました上陽分団詰所建設工事について、変更契約を行うものでございます。

変更理由といたしましては、工事を実施する中で、現場の状況により、当初設計と比べて数量に減少が生じたこと及び資材価格の急激な高騰に伴い、工事請負契約は約款に規定する単品スライド条項を適用するものでございます。これにより42万9,000円減額となり、変更後の契約金額を6,007万1,000円とし、令和4年12月5日に建設工事変更請負仮契約を締結いたしました。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、この変更契約に伴う減額補正につきましては、その財源となる地方債の調整が必要なことから、来年の3月議会で減額補正をさせていただきたいと考えております。

ご審議の上、ご議決くださいますよう、お願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○追加日程第2 玉議第3号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出について

◇議長（石内國雄君） 追加日程第2、玉議第3号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案の朗読をしてもらいます。

議会事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◇議長（石内國雄君） 朗読が終了いたしましたので、これより提案理由の説明を求めます。

4番新井賢次議員。

〔4番 新井賢次君登壇〕

◇4番（新井賢次君） 玉議第3号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出についてご説明申し上げます。

本案につきましては、先ほど安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情を採択いただきました。つきましては、私が一議員として提出者となり、賛成者とともに本案を提案させていただくこととなりましたので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○字句等整理委任について

◇議長（石内國雄君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。



○町長挨拶

◇議長（石内國雄君） 閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許します。
町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 令和4年玉村町議会第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は12月1日に開会され、本日までの12日間、議員の皆様方には慎重にご審議いただきまして、誠にありがとうございました。追加議案を含む19議案全てにご議決いただきまして、厚く御礼申し上げます。また、一般質問においては、10名の皆様からご質問がございました。議案審議や一般質問の中でご指摘、ご提言いただきましたことは、十分尊重し研究を重ねていきたいと考えております。

そして、これからも引き続き新型コロナウイルス感染症対策とともに、苦境に立たされている地域の農業や商工業、住民生活への支援のほか、防災、減災対策や企業誘致による産業振興と雇用の確保、長寿社会を見据えた地域福祉の推進、子育て支援のさらなる充実、町の魅力発信の強化などに取り組み、第6次総合計画の「暮らすなら、ここがいい。」を目指し、次世代に自信を持って引き継げる魅力ある玉村町を築いてまいります。

結びに、これから寒さがますます厳しくなり、本格的な冬を迎えますが、議員の皆様方には健康に十分留意され、すがすがしい新年を迎えられますことを心からご祈念申し上げます。閉会に当たってのお礼とさせていただきます。



○議長挨拶

◇議長（石内國雄君） 令和4年玉村町議会第4回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は12月1日に開会し、本日までの12日間にわたり、条例の制定及び一部改正、あるいは令和4年度の一般会計並びに特別会計の補正予算等の議案が慎重審議されました。また、一般質問においては10名の議員が様々な観点から町政をただすなど、誠に意義のある議会となりました。改めて感謝申し上げます。

執行当局には、議案審議や一般質問での議員からの意見や提言等を町民の声として十分に考慮していただき、今後の行政運営に反映されますよう強く求めるものであります。

結びに当たり、来たるべき令和5年が新型コロナウイルス感染症の収束、経済の復興、そしてロシアとウクライナの停戦合意がなされる年となりますよう切に願うものであります。玉村町におきましては、さらなる飛躍、発展の年となりますよう、そして議員各位並びに町長をはじめ、執行各位におかれましては、これから年末に向け、何かと気ぜわしい時期を迎えますが、健康には十分留意され、新年を迎えられますことを心からご祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。



○閉 会

◇議長（石内國雄君） これをもちまして、令和4年玉村町議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時4分閉会